



熊本県公報

号外 第30号
令和7年(2025年)
6月30日(月)
(毎週 火・金発行)

目次

規 則

○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築課） 1

規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年6月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第29号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築基準法施行細則（昭和54年熊本県規則第37号）の一部を次のように改正する。

- 第15条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。
- 4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号。以下この項において「告示」という。）第2前段の規定により告示第1第1項第1号及び第1第2項第1号に規定する調査等の項目、方法及び結果の判定基準に加えて規則で定めるもの並びに告示第2後段の規定により指定する当該定めるものによる調査等を要する建築物は、次の表のとおりとする。

調査等の項目		調査等の方法	判定基準	調査等を要する建築物
居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。	第2項の表に掲げる建築物
	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
各階の主要な常閉防火扉（常時閉鎖した状態にある防火扉をいう。以下この表において同じ。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	第2項の表に掲げる建築物で、政令第16条第3項第2号及び次条第1項第2号に掲げる防火設備のうち常閉防火扉のみ設置されている建築物
	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	
人の通行	作動の状況	扉の閉鎖時間をス	防火区画に用い	

	の用に供する部分に設ける常閉防火扉		トップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	る防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。	
--	-------------------	--	---	---	--

備考
法第12条第2項に規定する点検における項目は、損傷、腐食その他の劣化状況に係るものに限る。
附 則
この規則は、令和7年7月1日から施行する。